

令和4年度第4回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和5年2月21日（火） 午後2時から午後5時まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：飯塚昭、石渡肇、伊東晶一、小野上真也、金綱房雄、小林伸一、清水幸雄、
武田正次、永野昭、松坂莉乃、三浦梨音、山田次郎、渡邊秀孝

木更津市：渡辺市長

総務部 伊藤部長

（事務局） 総務部総務課 曾田総務部次長兼総務課長、河上係長、
石井主任主事、土屋主任主事、梅田主任主事

（関係課） 市民部市民課 森田係長

市民部保険年金課 山中係長

市民部市民活動支援課 山崎係長、清原事務員

健康こども部子育て支援課 草苺係長、荒木係長

健康こども部こども保育課 羽賀課長補佐、石上主任主事

健康こども部健康推進課 北村係長 安部主査

都市整備部都市政策課 上野係長、二宮主査

都市整備部建築指導課 石作係長、山口主任技師

教育部学校教育課 安見係長、井前主任主事

教育部学校給食課 佐藤係長、永島主任主事

環境部火葬場建設課 石井係長、東出主任主事

市長公室シティプロモーション課 鶴岡課長、齊藤係長

市長公室公共施設マネジメント課 河名係長、鶴田主任主事

企画部オーガニックシティ推進課 萱野係長

経済部農林水産課 滝沢係長、栗原主幹

経済部産業振興課 伊藤次長、齊藤主任主事

○議題等及び公開非公開の別：

(1) 報告 個人情報取扱事務の届出 公開

(2) 木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について 公開

(3) その他 公開

○傍聴人の数：0人

○会議内容

(河上係長)

ただいまより、令和4年度第4回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。

私は、進行を務めさせていただきます総務課法規係長の河上と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の就任について先にご報告とご紹介をさせていただきます。委員の退任に伴い、飯塚委員が新しく就任をされております。よろしくお願いいたします。

(飯塚委員)

初めまして、新木更津市漁協江川支社の飯塚と申します。よろしくお願いいたします。

(河上係長)

よろしくお願いいたします。

同じく、委員の退任に伴いまして石渡委員が就任されておりますので、ご報告させていただきます。

(石渡委員)

木更津市農協の石渡です。よろしくお願いいたします。

(河上係長)

よろしくお願いいたします。

次に、渡辺市長より挨拶を申し上げます。

(渡辺市長)

はい。皆さんこんにちは。

本日は大変ご多用のところ、木更津市情報公開総合推進審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から各般にわたって市政にご協力をいただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、本市におきましては委員の皆様のご協力のもと、木更津市情報基本条例をはじめとする各種条例に基づき、公正な情報の取り扱いを総合的に推進しているところでございます。

特に今年度におきましては、昨年6月に本審議会から賜りました答申を踏まえまして、木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例を12月市議会定例会に提案し、可決をいただきました。皆様方のご協力で改めて御礼を申し上げます。

現在本市では今年度の4月の個人情報保護法の施行に向けまして、その準備に万全を期しているところでございますので、委員の皆様におかれましては、適切な個人情報の取扱いのため、引き続き貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(河上係長)

渡辺市長ありがとうございます。

ここで渡辺市長は所用により退席させていただきたいと存じます。ご了承くださいるようお願いいたします。

それでは引き続きまして、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第1項の規定により会長が議長となると定められておりますので、以後の議事進行につきましては小林会長をお願いしたいと存じます。

小林会長、よろしくをお願いいたします。

(小林会長)

はい。皆さんお忙しい中、本日はお集まりいただきありがとうございます。

まず、本日の出席者ですが、何名でしょうか。

(河上係長)

はい。本審議会は、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。

審議会の委員の定数は15名。本日の出席委員は13名となっております。

(小林会長)

そうしますと定足数を満たしているということで、会議は成立します。

続きまして、毎回のことですけれども、本日の審議会を公開するというをまず皆さんにお伺いしなければなりません、いかがでしょうか。

ご異議ございませんか。それでは公開ということで進めさせていただきます。

それからもう1点、これも毎回皆さんにお願いすることですけれども、途中で所用等で退席せざるをえないという方は前もって私に一声おかけいただき、退席していただければと思います。

それから質問意見等がございまして発言される場合は手を挙げて、いきなりマイクの前で発言するのではなく、手を挙げてはいどうぞというような手順のもとで、質問なりご意見なりをお願いいたします。

それでは次第に従いまして、報告、個人情報取扱事務の届出でございます。

本日の届出の件数自体は相当な件数があります。ただ、その届出の内容というのは、新規のもの、その他というふうに大きく分けることができるということは、皆さんもお読みになっていただければ一目瞭然だと思います。その点どうなんでしょう、事務局の方に進め方としてまずお伺いします。

(河上係長)

はい。個人情報の取扱事務届出の報告の方法について、いま会長からお話がありましたので、ご連絡をさせていただきます。

届出が、新規、変更及び廃止の届出すべて合わせますと、今回76件ございます。

限られた時間内での報告となりますので、個人情報取扱事務届出一覧表、皆様に事前に送付しました資料の方に、一覧表というのをA4の紙でご用意させていただいております。

そこの1ページ目に記載があります新規事務の届出25件につきましては1件ずつ、所管部署出席のもとご報告をさせていただき、一覧表の2ページ目から3ページ目にあります変更事務の届出30件、4ページ目以降にあります廃止の事務の届出21件については、新規の届出の報告後に事務局よりまとめてご報告をさせていただきたいと思っております。
(小林会長)

はい、わかりました。そうすることによって、より効率的かつ効果的に進められると。皆さんもそういう流れでお願いいたします。

さて、そうすると早速ですが届出の報告の1件目から。

それからこれも毎回皆さんに申し上げているのですが、もうすでに皆さんの手元にも届いていると思いますが、私のもとにもこの届出に関する書類が金曜日に届きました。早速、週末の空いている時間を見つけては何度も読みました。皆さんも同様だと思いますので、一つ一つの事務に関して、特に新規については、事務の内容を1字1句読み上げるというのは必要ないと思います。

よろしいでしょうか。そういう形で進めさせていただきます。

ただ、どうしても質問したいというようなことは、おそらく新規の事務の中に、例えばウクライナ避難民の個人情報に関する事務など、皆さんの関心のある事務というようなこともありますので、そういった場合は事務内容に対する質問を受け付けるということで、皆さんお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

(石井主任主事)

はい。それでは、新規の個人情報取扱事務届出についてご報告させていただきます。

総務課の石井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、個人情報取扱事務届出の報告をする前に、この報告の根拠などについて簡単にご説明させていただきます。

お手元にあります、個人情報取扱事務届出についてと書かれた資料をご覧ください。

個人情報取扱事務届出につきましては、木更津市個人情報保護条例の第7条に規定がございます。条例7条第1項で、実施機関はあらかじめ市長に対し、個人情報を取り扱う事務を行うときは、個人情報取扱事務の名称、目的、記録項目など、条例所定の事項を届け出なければならない旨を規定しております。変更や廃止についても同様です。そして市長は、同条第5項により届出があったときは、届出に関わる事項を審議会に報告しなければならないものとされており、今回はこの規定により報告をするものでございます。

それでは各届出の報告に移ります。

事前に送付いたしました個人情報取扱事務届出一覧表、個人情報取扱事務届、個人情報取扱事務届説明資料、こちらの3点をご用意ください。

取扱事務届と説明資料の表紙にも記載がございますが、右上に刻印されている数字と一覧表の左側に記載されている数字が対応しております。これら3点の資料を使い、一覧表に

記載されている順番に沿って報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1件ずつご説明いたします。

はじめに、市民部市民課の事務になります。

資料のナンバリング1、木更津市結婚新生活支援事業補助金交付に関する事務をご覧ください。初回ですので、この届出を例として、簡単に届出書の見方についてご説明させていただきます。

それでは、表になっております届出書をご覧ください。

事務の目的及び概要、収集理由、対象者の範囲の3項目ですが、事務の目的及び概要にはその事務を行う目的や概要について、収集理由には個人情報収集する理由について、対象者の範囲には個人情報収集する対象者について簡単にまとめられております。

その下の事務の委託の有無は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託し、委託する事務の中に個人情報が含まれる場合に選択するものになります。今回は実施機関のみで取り扱いますので、なしということになります。

その隣のオンライン結合の有無は、外部と通信回線で繋がっている場合に選択するものになります。こちらも今回は外部とは繋がっていないので、なしとなります。

その下の目的外利用と外部提供ですが、原則といたしまして、収集した個人情報につきましては、その事務の目的以外で取り扱うことはできないのですが、お配りした資料にあります木更津市個人情報保護条例第11条第2項の各号のいずれかに該当する場合には、目的外利用または外部提供をすることができると規定されております。今回はそのような理由はありませんので、なしとなります。もし該当する場合は、提供先が記載されることとなります。

次に一番下の記録項目と収集先ですが、記録項目については収集する項目に関して、左から2列目、選択のところが○と表記されております。収集先は、その個人情報を誰から集めるかについて記載されております。この事務ですと、識別番号は実施機関内部から、氏名、性別、住所・居所、生年月日、年齢、本籍・国籍、家族・親族、職業・職歴、財産・収入、課税等納付状況は本人と民間私人から、連絡先、印影、取引状況は本人から収集しているということになります。その横の提供先ですが、目的外利用、外部利用がある場合に提供先が記載されます。今回はございませんので、なしとなっております。

届出書の見方についての説明は以上となります。

それでは、この事務の内容についてご説明させていただきます。

木更津市で結婚し、新婚生活を始める世帯を対象に、生活を経済的に支援するために補助金を交付する事務になります。補助金を交付するにあたり、申請者、配偶者、同一世帯員に関わる個人情報を取り扱います。

報告は以上でございます。

(小林会長)

はい、ありがとうございました。大変丁寧な、最初の届出ということで、この書類のそれ

ぞれの項目についての説明、それを根拠づける条例等の説明が行われました。1件1件、質疑応答方式で進めていきたいと思えます。質問やご意見等がございましたらどうぞ。

それから事務の届出日や事務の開始日、この点も場合によっては重要になってくると。というのは、大変遅れて届出がされて、そして我々のこの審議会の中で報告されるということが少なからずこれまでありましたので、因みに本日はあるのかどうかそれは定かではありませんが、この日付の点についても皆さんが一つ一つご確認をしていただく必要はあると思えます。

こういったことも含めて何かご質問等がございましたら。

ありませんか。

はい。それでは次の届出を。

(石井主任主事)

はい。続きまして同じく市民部市民課の事務になります。

資料のナンバリング2、マイナンバーカードに関する事務をご覧ください。

こちらは、住民基本台帳カードの発行が終了し、マイナンバーカードの申請交付が開始されたことに伴い、マイナンバーカードの交付等及び電子証明書の発行等を行う事務です。マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行の際に交付を受けるもの、代理人に委任している場合には代理人に関わる個人情報を取り扱います。

なお、この事務につきましては、事務自体は平成28年1月1日より改正していたため、本来であれば、条例の規定により事務の開始よりも前に届出がされていなければならないのですが、事務の開始日を過ぎての届出となってしまったことをご報告いたします。申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。

(小林会長)

早速日付にチェックが必要なものが出てきたわけですね。

何かご質問等がありましたらお願いします。

ございませんでしょうか。

それでは次。

(石井主任主事)

はい。では続きまして市民部市民活動支援課の事務になります。

資料のナンバリング3、(仮称)市民交流プラザの整備に関する事務をご覧ください。

こちらは市庁舎整備事業に関連して市民交流プラザの整備を計画しており、その基本計画の策定に当たり、広く市民や利用者の意見を伺うためアンケートやワークショップなどを実施する事務です。ワークショップの申込者の特定や事務連絡を行うために、申込者の個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについて何かご質問等があればお願いします。

特にございませんでしょうか。

それでは次。

(石井主任主事)

はい。続きまして、同じく市民部市民活動支援課の事務になります。

資料のナンバリング4、自治体マイナポイント（木更津市行政ポイント）付与に関する事務をご覧ください。

こちらはキャッシュレス社会の構築を推進するとともに、落ち込んだ消費の回復を図り、地域経済の循環に寄与することを目的に、マイナンバーカードの新規取得者に対し木更津市電子地域通貨アクアコインで使えるポイントを付与する事務です。申請者を特定するため、申請者の個人情報を取り扱います。

なお、この事務につきましては、事務自体は令和3年11月1日より開始したのですが、事務の開始日を過ぎての届出となってしまったことをご報告いたします。申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。

(小林会長)

何かこの届出についてご質問があれば。特にございませんか。

それでは、次。

(石井主任主事)

はい。続いて、市民部保険年金課の事務になります。

資料のナンバリング5、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る令和4年度木更津市国民健康保険税の減免及び還付に関する事務をご覧ください。

こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく収入が減少した国民健康保険の被保険者に対し、令和2年度及び令和3年度に引き続いて、国民健康保険税の減免及び還付を実施する事務です。この事務では、申請者とその世帯員、代理人による申請の場合はその代理人に関わる個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。何かご質問等があればお願いします。

(渡邊委員)

すみません。委員の渡邊です。お疲れ様です。

各書類押印は廃止されていることが多いと思うんですけども、委任状については押印を求めているということなんですか。

(山中係長)

はい。委任状につきましては印鑑をお願いしております。

ただし、令和2年度から事務を行っているのですが、令和2年度から現時点まで委任状代

理人による申請は結果的にはございませんでした。

以上です。

(小林会長)

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(渡邊委員)

委任状には押印を求めている理由は何かあるんですか。

(山中係長)

委任状の場合につきましては、ご本人の意思を確認する意味で、押印をお願いしております。

窓口にて代理で来てくださる方をお願いしようというその意思を、その書類にて確認するものでございますので、委任状につきましては押印をお願いしておりました。

(小林会長)

よろしいですか。

(清水委員)

清水でございます。今のご説明だと、印鑑で本人の意思が確認できるっておっしゃるんですよね。

(山中係長)

そうですね。

(清水委員)

市役所としては、保険年金課としては、判子さえ押されていれば本人がそういうふうに意思を持っているというふうに推測するというか、推定することなんですね。

私はね、本人確認はできないと思っているんですよ、判子では。どうしても判子でということであればね、実印を要求するとかね、それなら話がわかるんですが、100円で売っているような判子でよろしいかということなんですよ。

(山中係長)

はい。実印までは求めておりません。

(清水委員)

ということは、意思確認ができないっていうのがノーマルなんじゃないですか。

それとも、印影だけで判子一つ押してあれば、意思確認ができるというような根拠はございますか。

例えばね、印影があればよろしいということであれば、鉛筆の一本持ってきてね、そこに小刀で清水なら清水と掘ってそれを押すというのでもいいですか、イモ版とか。

(山中係長)

印の形状を規定しておりませんので、印になっていれば受けることになったと思います。

(清水委員)

そういう説明になるんですね、市民に対して。イモ版でいいと。

(山中係長)

認めの印をお願いしますということで。

(清水委員)

何か郵便物や配布物などを受け取りましたよと、誰かがそこで判子を押したよとということの確認はできると思うんですが、こういう委任状ということについての本人の意思確認というのは、より厳格でなければいけないと思います。そうじゃなければ間違いのもとですから。お持ち帰りになられて印鑑の扱いは再検討されるべきだと私は思います。

(小林会長)

そういうご意見もあるということをしっかり受けとめていただければと思います。

判子レスの流れというのは民間企業の間、それから官庁の中でもそういう流れになっているのではないかなというような認識のもとでの、両委員のご質問というか、指摘だと思いますので、その点も踏まえてよろしくをお願いします。

他にご意見等がございましたらお願いします。

ないようなので、次の事務を。

(石井主任主事)

はい。続きまして、健康こども部子育て支援課の事務になります。

資料のナンバリング6、令和4年度木更津市子育て応援臨時特別給付金給付事業に関わる事務をご覧ください。

こちらは、新型コロナウイルス感染症や食費等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、給付金を支給する事務です。給付金の支給を行うにあたり、対象者及びその世帯員に関わる個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについて何かご質問ご意見等がございましたらお願いします。

特にございませんか。それでは次。

(石井主任主事)

はい。同じく健康こども部子育て支援課の事務になります。

資料のナンバリング7、木更津市産前産後・家事育児サポート事業の利用に関する事務をご覧ください。

こちらは2歳未満の児童を養育している家庭や妊婦が属する家庭に対して、当該家庭の負担軽減や周囲からの孤立を防ぐため、家事育児支援サポーターを派遣する事務です。本事業を利用しようとする家庭の特定や利用料金の判定を行うため、申請者の個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林回答)

はい。これについて何かご質問ご意見等がございましたら。

(清水委員)

はい。よろしいですか。清水でございます。

先ほども、印影が問題だったという提案はしたつもりなんですけど、今のご説明だと、印影が必要なのは申請者だけですか。

ご説明だと申請者だけというふうに聞こえたんですが。収集先のところを見ると、3行目で世帯員の氏名、住所・居所、生年月日、印影とあるんですけど、世帯員全員の判子があるんですか。

(荒木係長)

はい。お答えさせていただきます。

課税状況等を確認するに当たりまして、世帯の収入のある方のお名前と印影もいただいております。

(清水委員)

世帯員としか書いてないけれども、住民票に書かれている人と一緒に住んでいる人なので、収入のある人だけでいいんですよ。だとすれば、そういう書き方になるんじゃないんですかと。これを見ますと、全員判子がいるように見えます。

(草苺課長)

そうですね。世帯の中の収入のある方ということで。

(清水委員)

特に最後の提供先のところで、一番下の下から3行目、申請者本人及び世帯員の氏名、印影と書いてありますので、これを突き合わせてみると、全部いるような印象があるんですがね。それは、今ご説明にあったように、収入があると。収入はどのぐらいですか。

(荒木係長)

その世帯の方のお子様以外の方のお名前は、書いていただいているようにしております。

(清水委員)

だから、収入がある人だけ書くわけですよ。その収入はどのぐらいの額ですか。こどもにお年玉をあげると収入になりますか。

(草苺課長)

金額までは決めていません。

(清水委員)

それだと違法になります、適当にやっていると。

(草苺課長)

収入というよりは、どちらかというと家族員の方の承諾をもらうような形になってると思うので、その世帯に属する方のお名前と、ご印鑑をいただいたくような形になります。

(清水委員)

2歳未満の児童は記録項目のようなので、そういう子供にお年玉を上げると判子があるってことですかね。

(草薙課長)

あくまでもこの事業については、料金が発生するかしないかとか、そこを見極めるために世帯の収入を確認させていただいているものなので、市民税非課税世帯かどうかを確認させていただいています。

(小林会長)

よろしいですか。

たびたびこの印影に絡む質問が出て、やはり必要性、なぜ必要なのかと言うことに疑問を持たれている方がもうどんどん増えているということで、そういったことを踏まえて、いらないければ、収集する情報というのは少なければ少ないほどよろしいわけですよ。それを考えてください。

以上です。他になければ次をどうぞ。

(石井主任主事)

はい。同じく健康こども部子育て支援課の事務になります。

資料のナンバリング 8、木更津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に係る事務をご覧ください。

こちらは新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する事務です。給付対象者の特定や支給条件に該当するかを確認するため、対象者や監護等児童の個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

これについてご質問ご意見等がございましたら。

特にございませんか。では次。

(石井主任主事)

はい。同じく健康こども部子育て支援課の事務になります。

資料のナンバリング 9、木更津市産婦健康診査事業に関する事務をご覧ください。

こちらは産婦が受ける検診費用の全部または一部を市が負担し、関係機関との連携や、産婦に対し必要な保健指導等を行う事務です。この事業では、産婦に関わる個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについてご質問、ご意見等がありましたら。

特にありませんか。では次。

(石井主任主事)

同じく健康こども部子育て支援課の事務になります。

資料のナンバリング 10、木更津市ひとり親等ファミリー・サポート・センター利用助成事業に関する事務をご覧ください。

こちらはひとり親や児童の養育者の就労支援及び育児の負担の軽減を図るため、木更津市ファミリー・サポート・センター事業の利用料の一部を助成する事務です。この事務では、申請者、申請者の世帯構成員、委任者に関わる個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについてご意見、ご質問等がございましたら。

では次。

(石井主任主事)

同じく健康こども部子育て支援課の事務になります。

資料のナンバリング11、木更津市新型コロナウイルスワクチン接種に係るファミリー・サポート・センター利用助成に関する事務をご覧ください。

こちらは、子供を持つ者が、新型コロナウイルスワクチンを接種しやすい環境を整備するため、接種に要する時間の一時的保育として、木更津市ファミリー・サポート・センター事業を利用した際の料金を助成する事務です。利用料金の助成を行うにあたり、利用者の個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについてご意見ご質問等がございましたら。

(清水委員)

清水でございます。

収集先が申請者本人の情報は本人から、それはわからんではないんですが、これは子供でも同じことですか。

(荒木係長)

はい。こちらの事業は、お子様を預ける保護者の方が接種する際に使っていただく事業になりますので、保護者の方から収集させていただいております。

(清水委員)

接種対象者ではないんですね。

(荒木係長)

接種対象者になります。

(清水委員)

だからそれは子供でも同じことですか。

(荒木係長)

お子さんが接種する際の預かりというわけではないので、保護者の方の情報になります。

(清水委員)

記録項目は対象者の特定のためと書いてあるので、接種を受けるものだろうというふう

に読んだのですがそうじゃないんですかね。

(荒木係長)

接種を受けるものについては、保護者の方が接種を受けるものとなりまして、申請者になります。

(清水委員)

小さい子どもの接種を受けるときはこの制度ではないんですね。

(荒木係長)

そのようになります。

(清水委員)

親というか保護者だけが対象と。

わかりました。どうもありがとうございました。

(小林会長)

はい。他にございましたら。

では次。

(石井主任主事)

はい。同じく健康こども部子育て支援課の事務になります。

資料のナンバリング12、木更津市子育て応援ミールポイント事業に係る事務をご覧ください。

こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な支援が届きにくくなっている乳児の保護者の家族等に対し、食事の準備の負担軽減を図ることを目的に、食事のテイクアウト等で利用するための電子通貨のポイントや、現金を支給する事務です。ポイントまたは現金を支給するにあたり、申請者と乳児に関わる個人情報を取り扱います。

なお、この事務につきましては、事務自体は令和3年10月1日より開始していたのですが、事務の開始日を過ぎての届出となってしまったことをご報告いたします。申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。

(小林会長)

これについてご意見ご質問等がございましたら。

特にございませつか。では次。

(石井主任主事)

はい。続いて、健康こども部健康推進課の事務になります。

資料のナンバリング13、木更津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払いに係る事務をご覧ください。

こちらはヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃し、ワクチンを自費で接種したものに対し、その費用を償還する事務です。接種費用の償還に当たり、申請者と被接種者の情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについてご意見ご質問等がございましたら。

特にございませんか。では次。

(石井主任主事)

はい。続いて、健康こども部こども保育課の事務になります。

資料のナンバリング14、木更津市民間保育園運営費等補助金交付事業に関する事務をご覧ください。

こちらは保育施設における保育士の充実を図るとともに、多様なニーズに的確に対応できる保育を総合的に推進できるよう、民間の保育施設に対し運営費等として補助金を交付する事務です。この事務では、保育士、特定乳幼児及びその保護者の個人情報を取り扱いません。

なお、この事務につきましては、事務自体は令和3年10月13日より開始していましたが、事務の開始日を過ぎての届出となってしまったことをご報告いたします。申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。

(小林会長)

これについてご意見ご質問等ございましたら。

ございませんか。それでは次。

(石井主任主事)

続いて、都市整備部都市政策課の事務になります。

資料のナンバリング15、木更津市景観形成重点地区支援事業補助金に関する事務をご覧ください。

こちらは景観形成重点地区における景観形成基準に適合し、良好な景観の形成や魅力あるまちづくりに寄与する景観づくりを行う者に対し、補助金を交付する事務です。この事務では、建築物または土地の所有者、所有者と賃貸借契約を締結した使用者、これらの者の委任を受けた代理人に関わる個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについてご意見ご質問等がございましたら。

はいどうぞ。

(渡邊委員)

これ結局、暴力団員に該当しているかどうかというところの話はあるんですけども、社会的差別の原因となる事実に関する情報については収集しないというような取り扱いでよろしかったでしょうか。

(上野係長)

おっしゃる通りでございます。以上です。

(小林会長)

よろしいですか。

他になければ、では次。

(石井主任主事)

はい。同じく都市整備部都市政策課の事務になります。

資料のナンバリング16、市街化調整区域における集落活性化型等地区計画に係る支援に関する事務をご覧ください。

こちらは、市街化調整区域内の既存集落において、住宅等の立地を誘導できる地区計画を策定するにあたり、地区が望む内容を策定、実施できる民間事業者を市が募集することで支援を行う事務です。この事務では支援対象者の個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについてご意見ご質問等がございましたら。

それでは次。

(石井主任主事)

続いて、都市整備部建築指導課の事務になります。

資料のナンバリング17、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付に関する事務をご覧ください。

こちらは、市内に存在するブロック塀等で、調査の結果危険ブロック塀等と認められた場合に、安全対策を行う者に対し補助金を交付する事務です。この事務では、事前相談者、ブロック塀の共有者及び申請者の個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについてご意見ご質問等がございましたら。

ございませんか。では次。

(石井主任主事)

続いて、教育部学校教育課の事務になります。

資料のナンバリング18、木更津市学校運営協議会に関する事務をご覧ください。

こちらは学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むため、木更津市立の小学校及び中学校の運営、当該運営への必要な支援に関して協議する機関に関わる事務です。委員との連絡調整や報酬支払い等で、委員の個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについてご意見ご質問等がございましたら。

なければ次。

(石井主任主事)

続いて、教育部学校給食課の事務になります。

資料のナンバリング19、学校給食費無償化に関する事務をご覧ください。

こちらは、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、子供が3人以上いる世帯に対し、学校給食費の経済的負担の軽減を目的に補助金を交付する事務です。この事務では、申請者及びその世帯構成員に関わる個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについてご意見ご質問等がございましたら。

ございませんか。それでは次。

(石井主任主事)

はい。続いて、環境部火葬場建設課の事務になります。

資料のナンバリング20、きみさらず聖苑の運営に関する事務をご覧ください。

こちらは、君津市、富津市、袖ヶ浦市を含めた4市共同の施設として新たに整備された火葬場について、予約受け付け業務、使用許可、火葬済み証明書の発行など火葬業務に必要な手続きを行う事務です。火葬業務を行うにあたり、死亡者、死亡した胎児の父母、身体の一部等を失ったものに関わる個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

これについてご質問やご意見ございましたら。

ございませんか。それでは次。

(石井主任主事)

続いて市長公室シティプロモーション課の事務になります。

資料のナンバリング21、主な出来事に関する事務をご覧ください。

こちらは市内で起こった出来事や市政ニュースなどの中から、市民の方々の投票により、その年の主な出来事を決定し、市の広報紙やホームページにて公表する事務です。この事務では、応募者に係る情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについてご意見やご質問等があれば。

ございませんか。それでは次。

(河上係長)

会長申し訳ございません。ちょうど1時間経ちまして、説明員の方が、予想以上に早く進んだもので、全員そろっていないというところがございます。もしよろしければここで休憩を入れていただけると助かります。

(小林会長)

10分ぐらいですか。10分休憩ということをお願いします。

それと次は22からということで、しばし休憩といたします。

(小林会長)

いいですか。それでは休憩は終わりとします。

再開いたしましょう。では22番から。

(石井主任主事)

はい。続いて、市長公室公共施設マネジメント課の事務になります。

資料のナンバリング22、木更津市飛行場周辺まちづくり基本計画策定に向けた住民説明会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する事務をご覧ください。

こちらは木更津市飛行場周辺まちづくり基本計画の策定に向けて、政策内容に対する理解を得ることを目的に開催される住民説明会において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行う事務です。この事務では、住民説明会出席者を把握するため、出席者の個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについて、ご質問ご意見等がございましたら。

(小林会長)

よろしいですか。

木更津飛行場というのは陸上自衛隊金田基地の滑走路を指すんですか。

(河名係長)

はい。陸上自衛隊の基地を指しております。

(小林会長)

他にご質問ご意見等ございましたら。

ございませんか。それでは次。

(石井主任主事)

はい。続いて、企画部オーガニックシティ推進課の事務になります。

資料のナンバリング23、ウクライナ避難民に関する事務をご覧ください。

こちらは、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、ウクライナからの避難民の受け入れや生活の支援を行う事務です。避難民の特定や見舞い金の支給を行うにあたり、避難民に係る個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これに関してご意見やご質問等がございましたら。

(渡邊委員)

すいません、委員の渡邊です。お疲れ様です。

これ、支援されるときに世帯ごとの支援とかにならないんですかね。

(萱野係長)

はい、そうですね。今現在木更津市の方では、受け入れている避難民の方はいらっしゃるんですけども、他の近隣市のケースですと、すでにその地域に住んでいらっしゃるウクライナ国籍の方の親族を頼って入国されるケースが多いので、家族世帯であったり、お母様だけ奥様だけとか、いろいろ、様々なケースがあります。

以上です。

(小林会長)

よろしいですか。

(渡邊委員)

世帯ごとの支援とかになると、ご家族、家族親族とか家庭の状況とか入ってくるのかなと思いますので、適宜、必要な範囲で届出をしていただければいいのかなと思います。

以上です。

(小林会長)

はい。それから私の方から。

そもそもこの個人情報の項目立て、これは今のお話ぶりだと木更津市で独自で列挙しているというよりも、これでいくと総務省の自治行政局等から下りてきた、個人情報の項目をここに載せているというふうに理解していいですか。

(萱野係長)

はい、そうです。おっしゃる通りです。

(小林会長)

これに関連して、この個人情報云々というよりも、知識として皆さんのここでの共通認識として置いておいてもらいたいのは、これは外国人の出入国管理及び難民認定法に基づく事務ではないんですよね。

私の知ってる限りは内閣が閣議決定をして、それを所管の総務省ですか、におろして、総務省サイドで、ここで言う事務連絡という形で、都道府県そして各市区町村におろしたと。

従ってその直接のこの事務の根拠法令ということになると、ないわけですよ。

(萱野係長)

はい、そうです。国または県からの通知に基づいて実施しております。

(小林会長)

直接といえね。ただここで言う連絡事項を出す根拠なんです。

根拠法令が、法律であるとか命令はないと。あるとすれば閣議決定ということですよ。

(萱野係長)

そうですね。ウクライナは難民ではなくて避難民という定義という事で報告を受けておりますので。

(小林会長)

法律上の出入国管理難民認定法上の難民ではなく避難民。難民の要件に該当しないとい

うことで避難民というふうにして扱って、それについての現行法ではこれを扱うものがないので、やむなく閣議決定をして、閣議決定をする根拠は憲法65条とか73条とか或いは内閣法の6条ですか、等を根拠として閣議決定をして、それを総務省に下ろして各自治体の下ろした、という経緯があるということですね。緊急措置ということでやむを得ない、その法理論的に言うとな。というふうに理解されればよろしいんじゃないでしょうか。以上です。

何か他にございましたら。ございませんか。なければ。

それから現時点で、この難民の方を本市では受け入れてはいないということですが、それも実は根拠法令がないということと関わるんだと思うんですが、この事務を扱うということに関しては、各自治体は法的拘束力があるんですか。それとも自治体の側の任意で裁量で、何名を受入れるか受け入れないかを定めることができる。その点はどうなんでしょうか。

(萱野係長)

はい、そうですね。

法的拘束力はないかと思うんですが、ただ人道的支援ということで、各自治体の方で対応をしているかと。すみません、思いますという話になってしまうんですが。

(小林会長)

ということは、本市としては受け入れると言う政策決定をした上で、こういう事務を今後もし、避難民の方がいれば受け入れますよ、受入れる際にはこういった情報は扱えますよってことになりますよね。

で、すでに受け入れている自治体があるわけですから、本市に避難民の方が来るかどうかはともかく、そのときに備えてすでにそういった実績のある自治体から情報を得ておくというようなことも必要なのかなと思います。

以上です。

他に何かございませんでしょうか。なければ。

(石井主任主事)

はい。続いて、経済部農林水産課の事務になります。

資料のナンバリング24、木更津市農業振興計画策定に係るアンケート送付に関する事務をご覧ください。

こちらは次期木更津市農業振興計画の策定にあたり、今後の農業政策において特に重視する点について、市民の意向等を調査し、今後の施策展開の基礎資料として活用することを目的に実施するアンケートに関する事務です。この事務では、調査対象者に関わる個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

これについてご意見ご質問等があれば。

ございませんか。では次。

(石井主任主事)

はい。最後に、経済部産業振興課の事務になります。

資料のナンバリング25、移住施策に係るアンケートに関する事務をご覧ください。

こちらは木更津市への移住を検討している人に対し、本市への転入意向や移住先としての本市の魅力、移住にあたり提供して欲しい情報等を聞き取り、これからの移住施策の参考とするために行うアンケートに関する事務です。アンケート回答者への粗品等の送付や回答者とのやりとりなどにおいて、回答者の個人情報を取り扱います。

以上でございます。

(小林会長)

はい。これについて何かご意見ご質問等があれば。

ございませんか。はい、どうぞ。

(清水委員)

このアンケートを作ったあと、どうやって対象者を選んだのですか。

(伊藤次長)

産業振興課伊藤です。よろしく願いいたします。

このアンケートは二つございまして、まずは木更津市に転入してきた方を対象にアンケートを取りましたが、これは無作為で市民課の方をお願いしまして選びました。

またもう一つ、海ほたるの方でもアンケートをやらせていただいたんですが、海ほたるに来ていただいた方で、希望者の方がWEBを通しましてアンケートにご協力をいただきました。以上です。

(清水委員)

ありがとうございます。ということは、必ずしも移住希望者ではないんですね。

(伊藤次長)

はい、中には違う方もいると思います。

(清水委員)

アンケートに応じてくれた人っていうのが分母なんですね。

(伊藤次長)

はい。

(清水委員)

現に移住されてきた方というのは、無作為で選んだのですか。

(伊藤次長)

はい。市民課に500名ほど抽出していただきまして、特に東京、神奈川の方を。今、市が移住、転入先としてターゲットを絞っているのは東京、神奈川からの方ですので、東京、神奈川から木更津市に転入してきた方を抽出していただきまして、その方にアンケートを郵送でお送りしまして、全員からではございませんが、回答をいただきました。以上です。

(清水委員)

はい。ありがとうございます。

(小林会長)

他にございましたら。

なければ、では次。

(河上係長)

以上で、新規事務の届出の報告は終わりです。

(小林会長)

新規が終わりということですね。

そうするともう一つのグループの方の届出となりますね。

それではどうぞ。

(土屋主任主事)

それでは続きまして、変更、廃止の届出について、事務局の方より説明させていただきたいと思います。

総務課の土屋と申します。よろしくお願いします。

それでは各届出の報告に移ります。お手元にございます個人情報取扱事務届出一覧表をご覧ください。こちらの資料を使い、変更事務、廃止事務の順番で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 ページ目の①をご覧ください。

こちらは、既存の事務についての記録項目及び収集先の追加による変更となっており、全部で6件の届出がございます。こちらの届出については、別添資料として、個人情報取扱事務届出書と、その説明資料がございますので、ご用意をお願いいたします。

初めに資料のナンバリング26、市民活動支援課の事務になります。木更津市金田地域交流センターの管理運営に関する事務をご覧ください。こちらの事務は、木更津市金田地域交流センターの管理運営を行う事務となります。変更事務については、変更部分にアンダーラインを引いてあります。こちらの事務で言えば、金田地域交流センターの予約方法の変更により、新たに利用責任者の住所・居所及び申請者と利用責任者の電子メールアドレスを記録項目に追加いたしました。

続きまして資料のナンバリング27、社会福祉課の事務になります。木更津市地域福祉推進委員会に関する事務をご覧ください。こちらは地域福祉計画の策定及び推進にあたり、木更津市地域福祉推進委員会委員の選任や連絡調整等を行う事務となります。届出の記載見直しにより、性別、本籍・国籍、障害、公的扶助・給付については、不要な情報のため記録項目から削除し、また審議の上で、委員の意見が述べられ会議録に記録されるため、委員の意見・要望を記録項目として追加いたしました。説明資料と同様に、個人情報取扱事務届出書の変更部分にもアンダーラインを引いてありますので、個人情報取扱事務届出書の27の該当箇所、アンダーラインが引かれていることをご確認いただければと思います。

続きまして障がい福祉課の事務、資料のナンバリング28の療育手帳の進達等に関する事務です。市長等は、療育手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者から受理

した申請書を知事へ進達することとなっており、申請書を受理した市長等が交付等その結果の通知を行う事務となります。県が個人番号との連携を開始したため、記録項目として個人番号を追加いたしました。

続きまして、子育て支援課の事務、資料のナンバリング29の妊娠届出書及び母子健康手帳交付に関する事務となります。妊娠届出書を受理した際に、母子健康手帳を交付し、妊娠期から子育て期にわたる継続的な支援をするために、支援プランを作成する事務となります。木更津市公式アプリ「らづナビ」からの手帳交付予約ができるようになったため、メールアドレスを記録項目として追加し、シティプロモーション課を収集先として追加した届出となります。

続きまして、健康こども部健康推進課の事務、資料のナンバリング30の各種健康診査及び保健指導に関する事務です。市民の健康維持増進のため、個別検診及び集団検診を実施し、必要に応じて保健指導を行う事務となります。こちらは1歳半、3歳半の健診について、栄養面で継続的な支援をするため、子育て支援課、こども保育課、保育園、幼稚園を収集先として追加いたしました。また、届出の記載見直しにより、社会福祉課、障がい福祉課を収集先として追加いたしました。

最後に資料のナンバリング31、まなび支援センターの事務の非常勤特別職及び研修会講師に関する事務です。非常勤特別職の人事、報酬の支払い及び研修会等の講師へ報奨金の支払いを行うための事務となります。届出の記載見直しにより、給与支払報告書及び源泉徴収票を作成するため、財産、収入と課税等納付状況の項目を記録項目として追加いたしました。

一覧表の2ページ目の②をご覧ください。

上から順に、不法投棄対策事業に関する事務、千葉県廃棄物適正処理推進大会における被表彰候補者推薦に関する事務、一般廃棄物処理業許可に関する事務、浄化槽清掃業許可に関する事務、合併処理浄化槽設置事業補助金に関する事務となっておりますが、こちらの5件の事務は届出の見直しを行ったところ、性別の情報が不要と判断し、既存の届出から性別の記録項目を削除する変更となっております。

続きまして、2ページ目の③名称の変更をご覧ください。名称の変更による届出は3件ございます。上から順に、木更津市総合計画審議会委員に関する事務については、都市総合開発審議会から木更津市総合計画審議会に名称が変更となっております。以下、備考の通り、木更津市スポーツ協会に関する事務については、木更津市体育協会から木更津市スポーツ協会へ、木更津市DX推進ネットワーク本部に関する事務については、木更津市地域情報化推進ネットワーク本部から木更津市DX推進ネットワーク本部へ名称が変更となっております。

3ページ目の④、⑤については、所管変更により届出が提出されたもので、全部で16件ございます。このうち④の届出については、所管変更自体は令和4年よりも前に行われておりましたが、事務の届出が漏れており、今回の報告となりました。大変申し訳ございません

でした。上から順に、公有財産管理に関する事務、普通財産の貸付に関する事務、たちより館防犯カメラに関する事務、工事等契約締結事務については、管財課から資産管理課へ変更となりました。以下、備考の通り、木更津市公共施設の利用状況等に関する市民アンケート調査の実施事務が経営改革課から公共施設マネジメント課へ、介護保険運営協議会に関する事務及び木更津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴う木更津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関する事務が高齢者福祉課から介護保険課へ、木更津市災害見舞金及び災害弔慰金の情報提供に関する事務、民間患者等搬送事業者に対する認定等に関する事務、救急搬送証明書に関する事務、消防団に関する事務、応急手当の普及啓発活動に関する事務が消防総務課から警防課へ、そのまま⑤に続きまして、犬の飼い方・しつけ方教室の開催に関する事務、市営霊園建設委員会に関する事務が環境管理課から生活衛生課へ、木更津市DX推進ネットワーク本部に関する事務が地方創生推進課から経営改革課へ、木更津市まち・ひと・しごと創生懇談会委員に関する事務が地方創生推進課から企画課へ変更となっております。

続きまして、事務の廃止により届出が提出されたものについて、報告をさせていただきます。4ページ目をご覧ください。廃止となる事務については、全部で21件ございます。上から順に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者にかかる令和3年度木更津市国民健康保険税の減免及び還付に関する事務、木更津市健康増進センターにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する事務、高齢者等新型コロナウイルス感染症検査費助成事業に関する事務、自治会設立に向けてのアンケート調査に関する事務、芸術文化振興基金の管理に関する事務、臨時福祉給付金に関する事務、平成28年度臨時福祉給付金に関する事務、年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害遺族基礎年金受給者向け）に関する事務、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）に関する事務、救急医療情報キット配布事業事務、木更津市庁舎整備基本構想策定に伴う市民アンケートの事務、中規模ホールの整備に関する事務、木更津市庁舎整備検討委員会に関する事務、インターネットを利用した情報発信事務、食育推進に係るキャッチフレーズ募集に関する事務、食育計画策定に係る市民アンケートに関する事務、木更津市市民活動支援センター及び木更津市金田地域交流センターのフリースペース等の利用における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する事務、木更津市金田地域交流センターの愛称募集に関する事務、自治体マイナポイント（木更津市行政ポイント）付与に係る事務、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に係る事務、介護相談員派遣に関する事務、となっておりますが、以上の事務が届出の提出により廃止となりました。

私からの説明は以上でございます。

（小林会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局の方から、収集項目等の追加、廃止、収集項目の削除、組織改正等及び廃止による変更届についての報告がございました。

これらについて何かご意見ご質問等がございましたら、ございませんでしょうか。

であれば私の方から、1点だけ。

②の記録項目の一部削除による変更のところ、いずれの事務においても性別の記録項目を削除する変更がなされるということなんです、これはどういった趣旨、目的なんですか。

(河上係長)

事務局の方からお答えさせていただきます。

4年ほど前から、個人情報の収集を今までしていたものの中で、押印とこの性別について、本当に必要なものかどうか全庁的に投げかけを行ってございまして、定期的にやっております。

例えば本人を特定するために、性別を記録項目としているようなものが、本当に性別が本人を特定するために必要な事務なのかどうかというところを、各課の方で確認をしていたところ、今回この事務についても、申請にあたって必要ないという判断で、今回性別について削除したところです。

(小林会長)

はい。ありがとうございます。

さっき私も一点指摘したように、収集して保管して利用する個人情報というのは、少なければ少ないほど、その個人にとってはよろしいわけであって、そういった観点と、今の説明の中にはありませんでしたが、いわゆる性的マイノリティの方への配慮ということもあるのかなあと思って、その点はいかがですか。

(河上係長)

はい。ただいま国、県も含めて、市もそうなんです、申請書欄から性的マイノリティの方への配慮もありまして、性別の欄がかなり削られているところがございます。おっしゃる通り、性的マイノリティの方への配慮としての部分もございます。

(小林会長)

わかりました。他に何かご質問等がございましたら。

ございませんでしょうか。それでは、これをもって届出に関する全ての報告は終了ということになりますね。次第の1が終わったということになります。

それでは、次第の2ですね。

(河上係長)

はい。そうしましたら、お手元に事前にお配りさせていただいている資料がございます木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例と、木更津市情報基本条例の一部を改正する条例、それと今の木更津市情報基本条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご用意いただければと思います。

来年度の4月、今年の4月1日から個人情報保護法が木更津市に適用されるに当たりまして、今年度3回審議会で揉んでいただき、答申などもいただきました木更津市個人情報の

保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明させていただければと思います。お時間の都合もありますので、要点をかいつまんでの報告となります。申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

審議会でもかなり議論していただきました通り、個人情報保護法が適用されるに当たって、法から委任されている事項、条例で定めることが許容されている事項について、条例を制定させていただきました。答申をいただきまして本当にありがとうございました。

それを元に、各地方公共団体の動き、国の動きなどを含めて、条例制定事項というのを精査いたしました。

木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例をまずお読みください。左上に令和4年木更津市条例第26号と書いてあるものになります。

第1条が趣旨の規定になりますが、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を条例で定めるといふような形で趣旨とさせていただきます。

続きまして、第2条で用語の定義をしております。法では定義がない実施機関という用語について条例で定義し、その他の用語については、個人情報保護法と政令で使用する用語の例によることとして、法令の用語を使用するよう形で規定しました。

第3条は、木更津市の既存の個人情報保護条例の魂として、一部残せる部分になるかと思ったものになるのですが、個人情報の取扱事務の届出について、第3条で規定をさせていただきます。個人情報の取扱いにあたって、これまで通り個人情報取扱事務の届出を作成し、公表することを規定いたしました。ここににつきましては、個人情報保護委員会、国の方とも少しやりとりをさせていただいた中で、このような規定という形で揉んできた部分がございます。今回のこの審議会への報告につきましては、同条第6項で規定させていただいているところでございます。

個人情報保護委員会の方とのやりとりの中で、報告しなければならないという規定の仕方に国が難色を示しましたので、形は変えつつ引き続き報告はさせる形にはなるんですが、報告をすることができるという規定にしたところ、国から指摘はありませんでした。

因みにですが、なぜこの市の条例に対して国が意見を言うのか、というのは疑問になるところがあるかと思うんですが、昨年10月ごろに、議会に提案する前に一度個人情報保護委員会に提出しなさいという連絡が千葉県から届きまして、従わなければならないことではないとは思いましたが、一応法施行条例ですので、あらかじめ国の方に提出をして、少しやりとりがあったところでございます。

続きまして第4条になるのですが、開示請求につきましては、個人情報保護法の規定に反しない範囲で開示請求の手続きについて、開示請求書などの書類に事務の処理に必要な事項、例えば連絡先などを記入することを規則で定めることができることを規定しました。

同じような規定が6条の訂正請求ですとか、7条の利用停止請求にもあるのですが、これは法において規定をすることができるのとあり、連絡先などを様式の中に入れるにあたって、こういった形の規定を設けております。

そして、4条の2項が、本審議会でも答申いただきました、開示請求者が代理人により行われた場合に、実施機関は必要に応じて本人の意思確認をすることができる規定を設けました。答申の内容を反映させていただいた形になります。

続きまして、第5条になります。こちら審議会の方にいろいろとご相談をさせていただいた手数料についての規定になります。簡単に申し上げますと、開示請求の場合の請求者が文書の写しを希望する場合には、別表で金額を定め1枚10円で、文書の閲覧については無料とするということを含めて、1項と2項でそれぞれ規定をさせていただいております。

続きまして第6条について、第7条もそうですが、先ほど説明させていただいたように、請求書に事務上必要な情報を記載できるように書いた規定になります。

第8条は、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の諮問について、木更津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを規定しております。こちらは、行政不服審査法に規定はあるのですが、各自治体の方でも、やはり行政不服審査法上の審査請求があった場合の諮問先として明確にしておくというところで、あえて規定をさせていただいております。実は、行政不服審査法については、情報公開や個人情報保護以外の不服審査については、木更津市行政不服審査会というのを別で設けております。どちらが適用になるかということも含めて明確にするために、この個人情報の審査請求については、木更津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するというのを、明記させていただいたところでございます。

続きまして、第9条がこちらの審議会への諮問に関する事項でございます。木更津市情報公開総合推進審議会へ諮問することができる事項を規定し、個人情報保護制度を共通ルールで国が運用していくため、地方公共団体が設置する審議会への諮問ができる事項というのは、法で個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める時と限定されています。この中で、この条例や個人情報の取扱いに関する条例を改廃するとき、安全管理の措置の基準を定めようとするとき、制度の運用上の細則を定めようとするとき、その他個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときとして、各号で列記し規定しております。

第10条につきましては、運用状況の公表、つまり開示請求が何件あったかそういったものの公表について、これも各自治体で入れているところが多く、木更津市も現在あります個人情報保護条例に規定しておりましたので、この規定を入れております。

続きまして、この条例の附則というのがございます。第1条でこの条例の施行日について、4月1日から施行する法の施行日に合わせての施行ということを規定しております。

そして第2条で、現行の木更津市個人情報保護条例については廃止することを規定しております。

第3条につきましては、今回のこの条例と、個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について規定しております。第1項では、例えば今現在、個人情報取扱事務届出が出ているものについては、この新条例の第3条の規定により行われた届出とみなすという規定を設け、今

ある届出もそのまま生かせるようにしております。

そして、第4条、第5条につきましては、他の条例で木更津市個人情報保護条例を引用していた部分がございますので、それに関する一部改正を規定しております。

(小林会長)

以上のご報告について何かご質問がございましたら。

それでは私の方から。新条例の第3条第6項について、現行の条例でいくと第7条第6項、本日のこの審議会もこの第7条第6項に基づいて開催されたわけですね。

しかし4月1日からは、新条例の第3条第6項に基づいて審議会が必ず開催されるというわけではないというふうに読めますよね。できるわけだから、必要に応じてこういった会議を開く、開かない、これ市長の裁量事項ってことですよね、この条文からして。という点が1点確認で。

それから、恐らくは従来通り大体半年刻みぐらいで、今回のような個人情報の事務届の報告に関して、この審議会の中でその報告がなされるんだと思うのですが、ただ、事務局からの報告内容というんでしょうか、報告の方法も様変わりするように思われるのですがその点いかがでしょうか。

(河上係長)

はい。国が、個別に案件を報告する、事後的であっても報告するということについては、法の趣旨に反するというような見解を示したりですとか、そういったところがございます。今日やらせていただいたような個別的なものについてはなかなか難しい部分があるかと思うんですが、今回の審議会を開いた内容を踏まえて考えていきたいと思っております。

とはいえ、この個人情報取扱事務届出を残したのは、やはり私たち市の職員が適正な取扱いを確保するのに非常に有用でありますし、ある意味では安全管理の制度でもございますので、工夫をして一応報告ができる規定にはしてあるのですが、報告は継続させていただきたいと思っております。ただ、やり方については、もう少し工夫をさせていただいて、法の趣旨に反しないようにやっていきたいと思っております。

(小林会長)

法律の趣旨と今おっしゃったけれども、おそらく、これまでのご説明、諮問答申の課程での事務局からの説明を伺うと、どうも仮に今回のような審議会の中で、個人情報の取扱事務の報告をするにしても、何て言うのかな、包括的っていうのか、一般的っていうふうな形での報告であればこれはあなたが言うような法の趣旨には反しないけど、やはり個別の事務届について、詳細に説明するということになる、あなたが言うように、その法の趣旨に抵触するおそれがある、というふうに私は理解しているんですけど、そういうことですか。

(河上係長)

おっしゃる通りで、まとめていただきありがとうございます。

(小林会長)

ということは、何かざっくりとした報告になる場合が多くなる、というふうに皆さん認識

していただければよろしいと思います。

ただそういう中で、何かこう、委員の中から、それではちょっとわかりづらいから内容を教えてくださいなんていう質問もあり得ると思うんですよね。特にこの審議会のこれまでの流れというか、歴史に照らすとね。そういうときに、そちらがどう対応するのか、我々も注視しておりますので、よろしく願いいたします。

これについて他に何かございましたら。

なければ、そうすると次第の2が終わって、その他に入るかな。

(河上係長)

今回個人情報保護条例が廃止されるに伴いまして、情報基本条例の方も一部修正が加わっておりますので、そこだけ簡単にご説明をさせていただきます。

これは一部改正条例という形で、新旧対照表を見ていただければと思います。

今まで、この情報基本条例の第15条で、この審議会への諮問事項について規定しておりましたので、諮問事項が先ほど申し上げました通り、法の範囲、法の中で、一部制限がある意味では掛ったところがございますので、個人情報保護法施行条例の方で定めた事項が審議事項になるというような形で、第15条第2号で規定をしております。

あと、第18条ですが、こちらも今までは個人情報保護条例に基づいての審査請求だったのが、今度、法に基づく開示請求の審査請求になりますので、その部分についての用語の規定の改正を行っております。

簡単ではございますが、以上になります。

(小林会長)

はい。以上も含めて何か他にご質問等がございましたら。

それではこの条例関係の報告は終わりということで。

これでその他に入るわけですかね。

はい。委員の皆さんから何かございましたら。では三浦委員。

(三浦委員)

公募委員の三浦です。

高齢者を対象とした詐欺事件に加担したとして、昨年11月、東京消防庁野方消防署に勤務していた20代男性容疑者が逮捕されたと報じられました。

報道によると容疑者は中野区の高齢者見守り制度のシステムにアクセスし、そこから入手した高齢者情報を詐欺グループに横流ししたということです。

そこでお聞きしたいのはまず、木更津市の庁内では、消防署員を含め、どのようなポジションにある職員が高齢者情報にアクセスすることができるのか。次に、こうした悪質な事件を未然に防ぐために、どのような方策をとっているのか、以上ご回答ください。

(小林会長)

はい。私が若干補足すると12月ですかね昨年の、大変悪質な事件が発生したということが報じられたと。

今の三浦委員の話にあったように、東京消防庁の職員であり、中野区にある野方消防署の正規の職員なんですね。消防署員が、中野区の高齢者見守り制度のシステムにアクセスをし、その高齢者情報、例えばお一人暮らしの方であるとか、住所であるとか、年齢等に関する情報を、あろうことか特殊詐欺グループに横流しをしていたと、そういう事件なんですね。そういう事件が発生したということで、木更津市の方ではこういった事件に関して、これを未然に防ぐための方策をどのようにとらえているのかというような質問ですよ、三浦委員。
(曾田次長)

はい。この事件を受けまして消防に確認をしております。

消防では、一人暮らしの高齢者の方の防火安全指導に関する事務というのを行っておまして、一人暮らしの高齢者に関する名簿を所有しております。この名簿につきましても、データという形で持っていると思うんですけども、限られた人にそれぞれパスワードを知らせてありまして限られた人しかアクセスができない、というようなことで確認をしております。

同じような情報を、危機管理課という課がございまして、ここでもやはり高齢者に関する名簿を持っております。これは何かといいますと、災害が起きたときに避難する助けとなるために名簿を作っております。避難行動要支援者名簿というんですけども、これもシステムで管理をしております、限られた人、危機管理課の職員だけがアクセスをできる。当然のことながら誰がアクセスしたのかというログも取っております。そういう対策を施しているところでございます。

もう一つのご質問、高齢者情報の漏えいをどうしているのかというお尋ねだったと思います。高齢者の情報も含めてですけども、外部からインターネットでアクセスができないような環境を作りまして、アクセス制限をかけ、パスワードによる管理をしております。それから、もちろんログも取っております。誰がアクセスをしたのか、監視をしております。ただいま申し上げたのがハード面の対策でございます。

ソフト面といたしまして、組織体制ですとか、或いは事故報告体制の構築、さらには、情報に関する研修会といったところを複合的に行っております。

中野の消防と同じようなケースが発生する確率はゼロかと問われれば、ゼロではありませんので、今申し上げたようなことを引き続き地道に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

(小林会長)

よろしいですか。ありがとうございます。

他に、委員の方々から何かございましたら。

特になければ。

(清水委員)

今のお話で、一人暮らしの方が対象でしょうか。

(曾田次長)

消防の方で持っている名簿は、一人暮らしということで伺っております。

危機管理課の方で持っている名簿は、一人暮らしではなく、年齢が65歳だったか70歳だったか忘れてしまいましたけれども、ある一定の高齢者の複数の世帯の情報も含まれております。

以上です。

(清水委員)

私は木更津市内に住んでいる訳じゃありませんけれども、私と妻2人とも75歳以上になるんですが、こういうのを区別されても困るんですね。つまり、一人世帯の人は騙されないように一生懸命工夫するけど、二人世帯だとだまされると。

私なんか判断力も落ちてきていますので、なるべくご迷惑がかからないようにしているつもりですけど、しょっちゅう電話がかかってくるんですよ、実際はね。

こちらの身分も肩書きもわからないでかけてくるケースがあるんですが、わかっているケースもありましてね。消防とは限りませんが、最初から清水先生ですかってきますとね、どこかで知っているかなというふうに当然思いますしね。

一人世帯で差別をしないように、消防の方には是非そうしていただきたい。要望でございます。

(小林会長)

他に何かございますでしょうか。なければ。

事務局の方から特に。

(河上係長)

特にございません。

(小林会長)

時間が思っていたよりも進んだわけですね。

それでは、以上をもちまして令和4年度第4回木更津市情報公開総合推進審議会を終了といたします。長時間にわたり、皆様ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和5年3月31日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小林 伸 一